

第3回石狩市学校部活動の地域連携・地域移行等 に関する関係機関等協議会会議

■日時 令和7年3月6日（木）午後6時～

■場所 市役所401・402会議室

■次第

1. 開会

2. 協議

① これまでの協議会の振り返り（第1回・第2回）

② 団体（受け皿）のアンケート結果

③ 国の動向

④ 今後の方向性

3. 閉会

●本日の議事内容●

- ① これまでの協議会の振り返り（第1回・第2回） P 1 ~ P 3

- ② 団体（受け皿）のアンケート結果 P 4 ~ P 1 2

- ③ 国の動向 P 1 3

- ④ 今後の方向性 P 1 4

～これまでの議論経過～

◎第1回協議会

①部活動改革（地域連携・地域移行）の意義

◆子どもたちが、スポーツや芸術文化を楽しむことができる環境の確保

②部活動改革（地域連携・地域移行）のイメージ

【協議会】計画策定・進捗管理

【実施主体】ヒト・モノ・カネをマネジメント

【運営主体】合同部活動（既存部活動をベース）
地域クラブ（地域の受け皿に移行）

③各競技の課題点

- ・競技人口の減少
- ・活動拠点の確保（学校施設の利用可否）
- ・指導者の確保（報酬の支払い）
- ・活動に当たっての方向性の相違

④部活動改革（地域連携・地域移行）後の運営上の課題点

- ・公費による補助の規模
- ・指導者が負う責任範囲（引率時の事故や運営費の管理）

児童生徒、保護者及び学校関係者へのアンケートを実施し、ニーズを的確に把握することで“石狩市版部活動改革”の方向性の検討を行う。

～これまでの議論経過～

◎第2回協議会

①アンケートの結果

《児童・保護者》

i) 中学校でやってみたい活動	偏りなく多種多様
ii) 活動希望日	学校のある日で週3日程度
iii) 学校外の活動実態	7割の児童が該当ありで週1日程度 ※サッカー・軟式野球・水泳・ダンス・ピアノ・書道 ※月謝は、1～2万円/月程度
iv) 地域クラブ活動について	参加を希望する旨の意見が多数 ※通学の範囲内の活動場所で、月謝は3～5千円/月程度 ※現在の学校以外のクラブ活動や教室等と同内容の活動を希望
v) 部活動への期待	「人間関係構築」「達成感」「責任感」「体力向上」

《教職員》

i) 現在受け持つ部活動の経験	未経験者6割
ii) 顧問としての負担感	軽重のバラつきが目立つ
iii) 部活動改革の方向性への賛否	賛成7割



【総括】

地域クラブ活動への移行については肯定的で、現在の活動の継続を希望する傾向が認められる。
学校現場としても負担感の軽減に資する改革を歓迎する意見があった。

～これまでの議論経過～

◎第2回協議会

②検討の方向性の例示（他市事例）

区分	生徒		仕組み
	学校生活	部活動	
合同部活動	指定された学校に通学	指定された学校で活動 ※学校に部活動は開設されているが、他校と活動を共にする場合がある	部活動の人数が足りないなどの理由で、合同で部活動を設置。各学校の部活動には顧問が必要である。部活動の少ない加入生徒であっても顧問が必須であり、大会引率など教員の負担が生じる。
拠点校方式	指定された学校に通学	部活動がある学校で活動 ※部活動参加のため、離れた学校に移動する必要がある	自校の生徒以外に、部活動に参加する他校の生徒も受け持つ（学校生活と部活動が切り離される）。

③地域の受け皿のニーズ・キャパシティの把握

- ・指導者確保（人数・専門性の担保）は可能か？
- ・指導者報酬に係る財源の捻出は可能か？
- ・活動拠点は確保されているか？

受け皿となり得る団体（クラブチーム等）へのアンケートを実施し、「学校部活動の継続（必要な改革を講じた上で）」と「地域クラブチームへの移行」の両面から実現可能性を探る等、石狩市としての方向性を検討する。

◎第3回協議会

《団体アンケートの結果報告》

～アンケート概要～

【目的】

各団体で行われている活動に市内の中学生を受け入れていただき、『地域クラブ活動』として、少子化の中でも将来にわたり生徒が文化・スポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保することの実現可能性を探るもの

【対象】

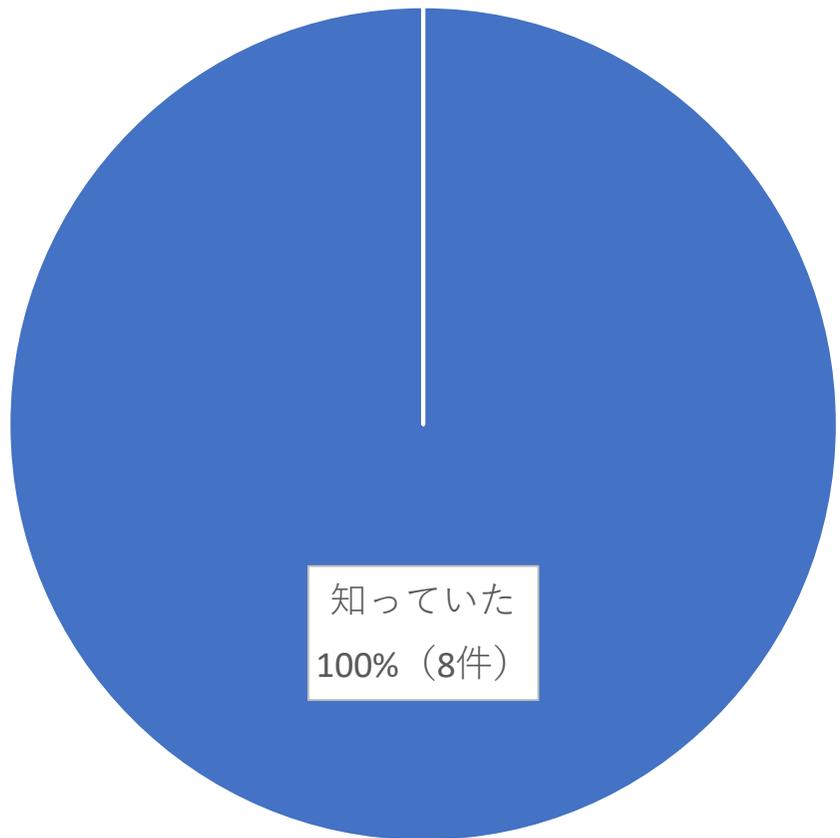
対 象	実施方法	備 考
スポーツ活動団体①	書面又はオンライン	市スポーツ健康課を通じて（公財）石狩市スポーツ協会に依頼
スポーツ活動団体②	書面又はオンライン	総合型地域スポーツクラブ
文化活動団体	書面又はオンライン	（特非）石狩市文化協会に依頼
その他	オンライン ※HPからの誘導	石狩市立中学校の部活動において実施する競技や種目に関連した活動を実施する団体

【期間】

令和7年1月22日～令和7年2月14日

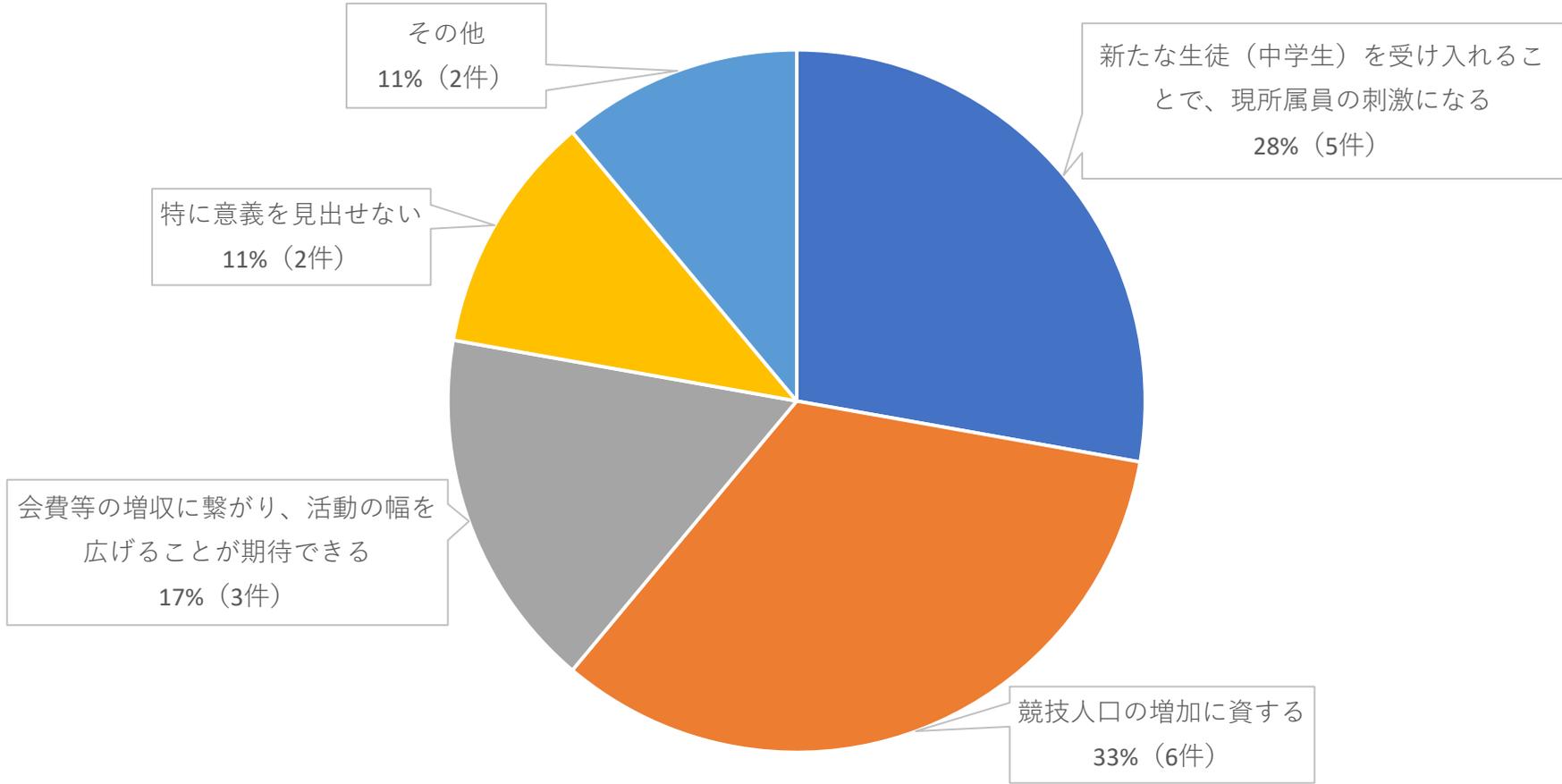
～結果～ 回答総数； 8件

Q_1 貴団体は、「部活動の地域移行」を知っていましたか。



■ 知っていた

Q_2 貴団体にとって、「部活動の地域移行」にはどのような意義がある
と考えますか。

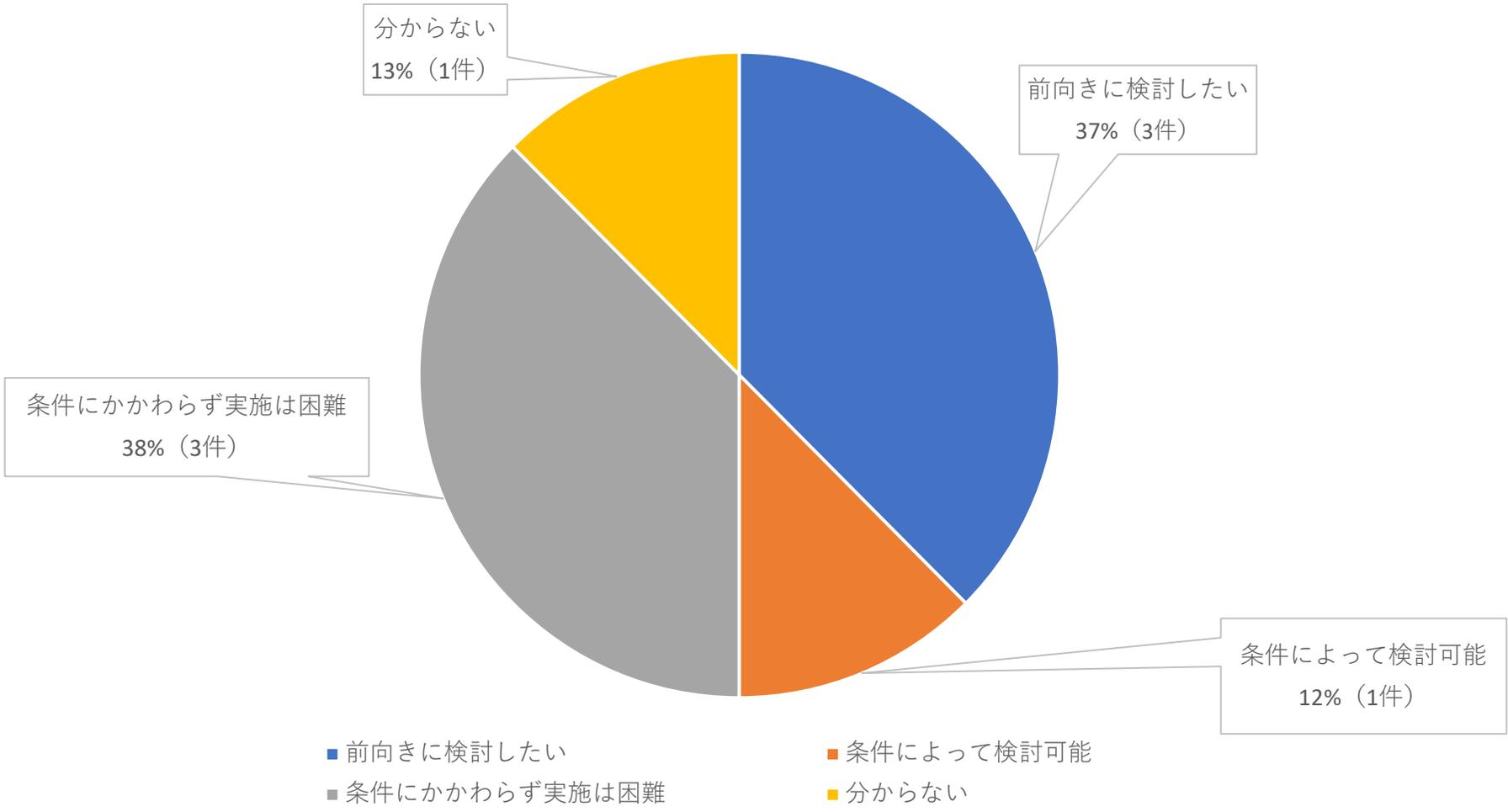


- 新たな生徒（中学生）を受け入れることで、現所属員の刺激になる
- 競技人口の増加に資する
- 会費等の増収に繋がり、活動の幅を広げることが期待できる
- 特に意義を見出せない
- その他

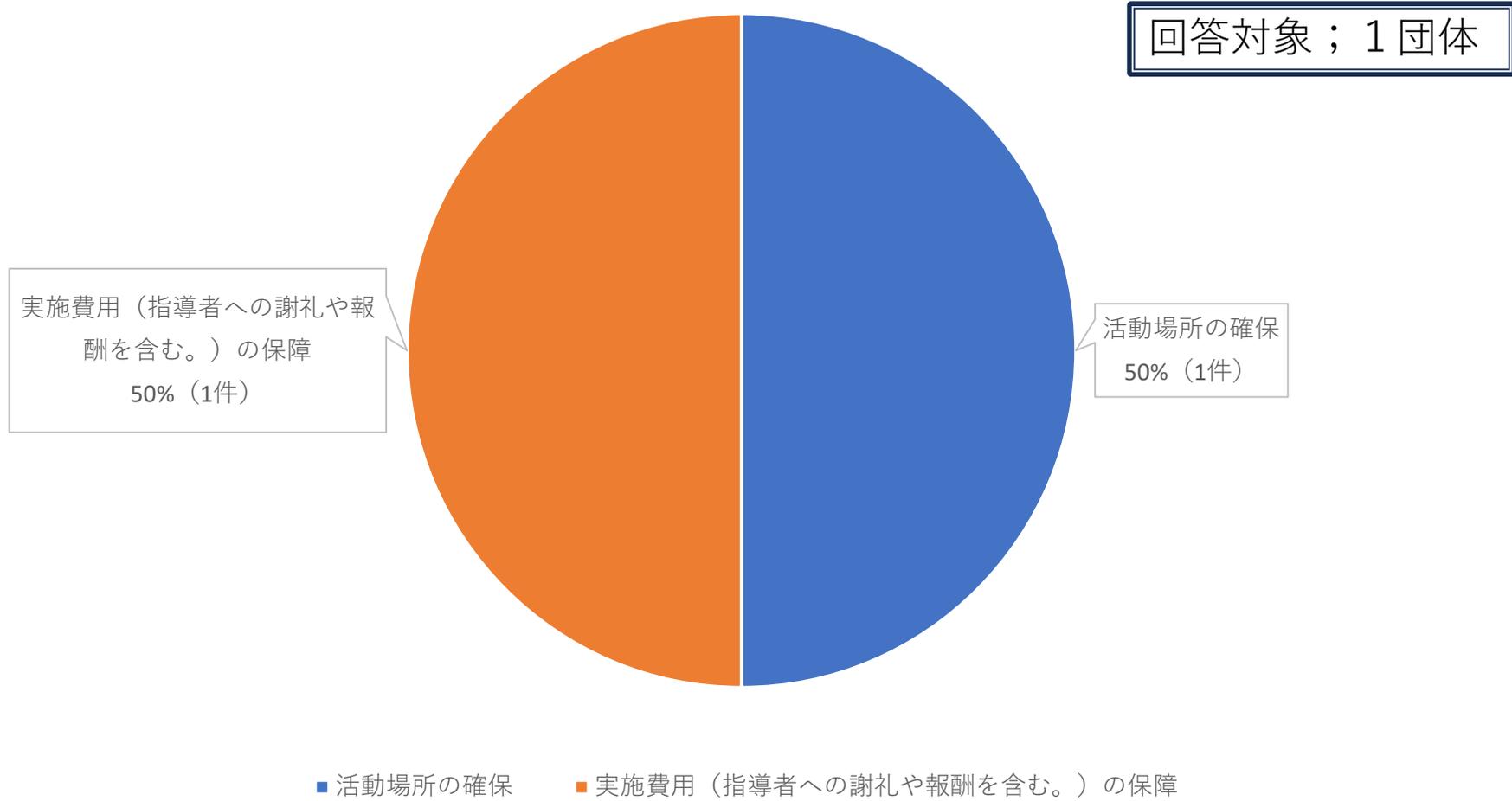
〔その他〕

- ・今の時代に必要な新しい地域スポーツを創ることになります。
- ・単独でチームを編成することが難しい状況であり、競技をやりたい子たちを救ってあげられる。

Q_3 貴団体では、現時点において、「地域クラブ活動」の実施主体（市内の中学生の活動を受入）となることについて、どのように考えますか。

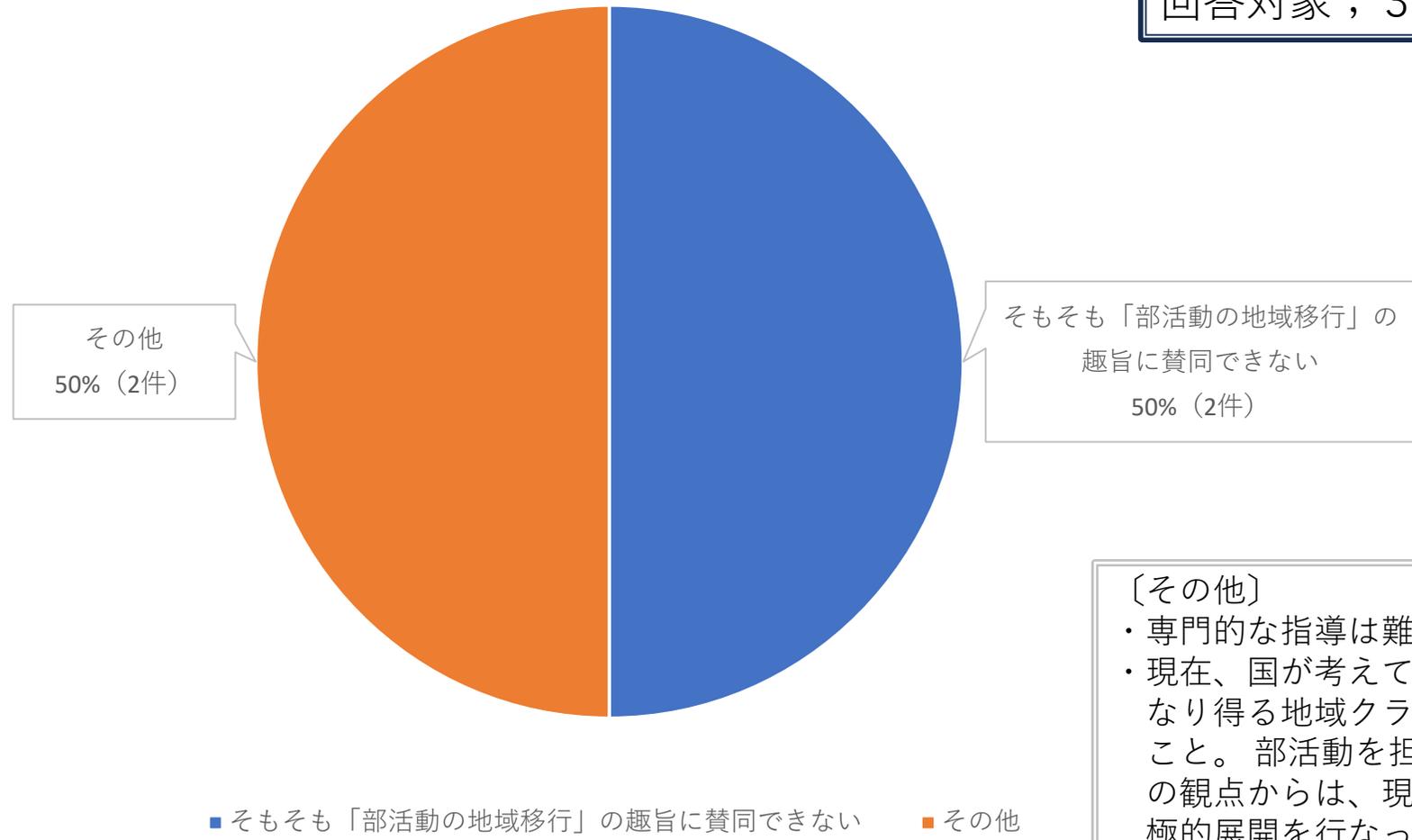


Q_4 質問3で『条件によって検討可能』と選択した団体のみ回答願います。条件とはどのようなことが考えられますか。（複数選択可）



Q_5 質問3で『条件にかかわらず実施は困難』と選択した団体のみ回答
願います。その理由はどのようなことですか。（複数選択可）

回答対象；3団体



〔その他〕

- ・専門的な指導は難しいと考えるため
- ・現在、国が考えている部活動の受け皿となり得る地域クラブが育成されていないこと。部活動を担当する教員の負担軽減の観点からは、現在の部活動指導員の積極的展開を行ったり、外部指導者を部活動指導員により近づけた制度とする等、学校教育法の改革が必要である。

Q_6 質問3で『前向きに検討したい』又は『条件によって検討可能』と選択した団体のみ回答願います。

受入れ検討可能な			
競技・種目	活動日	指導者人数	活動場所
陸上	火・水・土	2人	主に学校開放（会場が足りません）
男子バレーボール	月・水・土又は日	2人	主に学校開放（会場が足りません）
合唱・アカペラ	平日放課後・土・日・祝日	1人	市内公共施設
バレーボール	土・月	3人	公共施設
硬式テニス	月・水	1人	公共施設
陸上	月・土	3人	公共施設
バドミントン	木	2人	公共施設
ソフトボール	週2～3日	2人	市内公共施設

Q_7 その他、「部活動の地域移行」に関するご意見がありましたらご記入ください。（自由意見）

- ・ 中学男子バレーボールは、石狩市で我々の団体のみです。おかげさまで中体連等主要大会に出場できるまでになりましたので、広く認知される事を期待します。

- ・ 地域移行を願っても、活動場所に大きな課題があります。地域移行クラブへ学校と行政と連携して会場確保を斡旋していただける仕組みを希望いたします。

- ・ 声楽系しかできませんので現状では部活動として行われている学校がないと思いますが、必要な時は積極的に取り組みます。

- ・ 各学校に指導者が出向いての指導は厳しいので、市内の中学生が種目毎に施設に集合しての指導であれば可能です。その場合の移動手段が課題です。
また、指導者もボランティアではないので、それなりの謝金を支払えるシステムが必要です。子ども達の家庭環境もさまざまかと思えます。どの子でも中学生迄は本人が希望したらスポーツが出来る環境を整えるには『石狩子供基金』の様な仕組み作りが必要なのではないのでしょうか？

- ・ 「移行先」と認められる条件を明確にしてほしい

- ・ 地域移行によって、スポーツ・文化活動をする生徒は増加しないし、逆に会費負担等が増すので減少していくでしょう。実際に少年団等は勝利第一主義の傾向が強く、親の協力、会費の高額等があり誰でも入れるような状況ではないので教育的意義や活動の振興を図る事にはならない。

アンケート総括

●部活動の地域移行の受け皿となることについて、半数が肯定的な意見

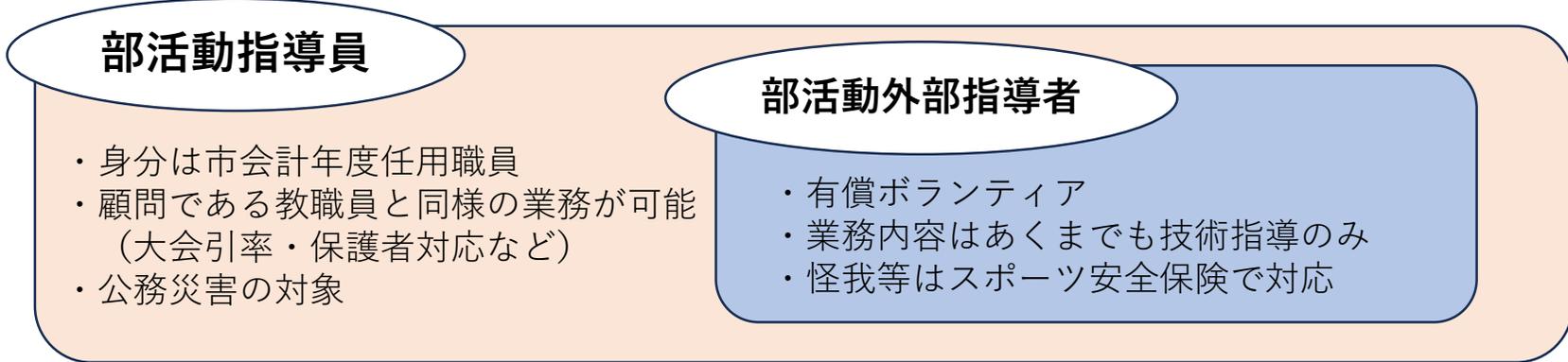
- ☞ ただし・・・
- ①指導者報酬等に係る財源の確保
- ②活動場所の確保
- ③移動手段の確保

が課題

●一方で、「専門的な指導が困難」・「受け皿として十分に育成されていない」といった理由により、否定的な意見も4割

☞ 具体的には・・・

- ①専門的な指導は難しい
- ②現在の“部活動指導員（5人）”の積極的展開や“外部指導者（6人）”の業務内容の拡充を含めた学校教育制度の改革が必要

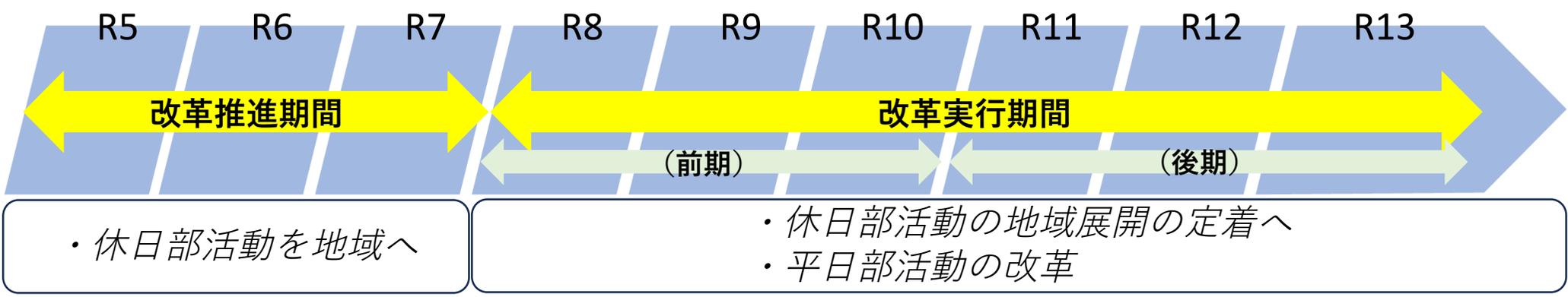


■地域移行に関する国の動向について

【地域全体で連携して行う取組に関する名称の整理】

現行	見直し
「 <u>地域移行</u> 」 ※学校部活動から地域クラブ活動への転換	「 <u>地域展開</u> 」
「 <u>地域連携</u> 」 ※学校部活動における部活動指導員等の配置や合同部活動等の実施	「 <u>地域連携</u> 」 (変更なし)

※「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の中間とりまとめ結果（令和6年12月2日）から抜粋



・休日部活動を地域へ

・休日部活動の地域展開の定着へ
 ・平日部活動の改革

■今後の市の方向性について

これまでの協議会の協議結果、児童生徒・保護者・教員アンケート、団体（受け皿）アンケート、今後の国の動向を踏まえた結果、次のとおり進めていく。

①並行稼働により、“石狩市版”の持続可能な制度を引き続き検討する。

【部活動の継続】

《拠点校方式の導入に向けた実証》

新年度から、複数種目で拠点校方式を実施し、課題など検証する（実証）。

○懸案事項

- ・ 指定校変更理由の整理
- ・ 移動方法
- ・ 保護者負担のあり方 など

【地域クラブへの試験的移行の検討】

《地域クラブでの活動の検討》

実施可能団体を募集し、個別協議をするとともに、実施に向けた課題整理を行う。

○懸案事項

- ・ 公的支援の検討（財源・場所）
- ・ 事故発生時の補償スキーム整理
- ・ 指導者の報酬
- ・ 移動方法
- ・ 保護者負担のあり方 など

②本協議会を継続し、上記①の拠点校方式の実証や地域クラブ活動の結果を踏まえ、引き続き、本市が目指す「地域展開・地域連携」を協議する。

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

1. 改革の理念及び基本的な考え等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**するのが改革の主目的。
(地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要)
※改革を実現するための手法を考える際には、**学校における働き方改革の推進**を図ることや**良質な指導等を実現**することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、**地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障**。
- **生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけること**を含めた、**スポーツ・文化芸術の役割や意義も尊重**する必要。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域において**スポーツ・文化芸術施策を総合的に推進**する中で、**部活動改革も計画的に進められることを期待**。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、**新たな価値を創出**することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。**地域の実情等にあつた望ましい在り方を見出し**ていくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**地域クラブ活動の定義・要件や認定主体、認定方法等**を国として示す必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表すため、「**地域移行**」という名称は、「**地域展開**」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- **上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと**。 ● 具体的な手法は**地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること**。
- **活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること**。 ● **対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること**。
- **受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと**。

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- **地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあつた望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要**（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。 ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。 ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。 ・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。
次期改革期間	<p>「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に休日の地域展開等に着手。 ※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。
費用負担の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要。 ・公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。 ・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。

※改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、**総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担**を行い、**幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要**。

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 今後、こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等の実態を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、学校部活動と地域クラブ活動に関する記載の在り方を検討（具体的な内容については、最終とりまとめまでに更に検討を深める）。

【各論（個別課題への対応等）】 ※実証事業における取組・成果の分析等も踏まえ、最終とりまとめまでに更に検討を深める。

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備（組織体制・財務基盤の整備、ICT活用による事務処理の効率化等）
2. 指導者の質の保障・量の確保（多様な人材の発掘・マッチング・配置、大学生の活用、指導を望む教師の兼職兼業の推進、ICTの効果的活用、指導者資格の在り方検討、研修の充実、平日と休日の一貫指導（地域クラブと学校の連携強化等）等）
3. 活動場所の確保（学校施設の優先利用・使用料の減免等のルール作り、スマートロック等による鍵の受け渡しの負担軽減、指定管理者制度の活用促進等）
4. 活動場所への移動手段の確保（スクールバスの有効活用、地域公共交通との連携等）
5. 大会やコンクールの運営の在り方（地域クラブの参加促進、運営体制の整備・運営方法等（教師の引率等の負担軽減等を含む））
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進（効果的な周知・広報等）
7. 生徒の安全確保のための体制整備（事故等の防止、暴力・暴言等の不適切行為の防止、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化、生徒及び指導者の保険への加入、地域の専門家のネットワーク化、トレーナーの効果的な活用・資格の在り方検討等）
8. 障害のある生徒の活動機会の確保（体制整備等において考慮すべき特有の事情、障害者対応指導ツールの活用や研修等を通じた指導者の資質・の応力の向上等）

石狩市教育委員会要綱第1号

石狩市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する関係機関等協議会設置要綱を次のように定める

令和6年1月18日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する関係機関等協議会設置要綱
(設置)

第1条 将来にわたり本市の子どもたちが運動やスポーツ、文化芸術に継続して親しむことができる環境の整備に向け、市立中学校及び義務教育学校後期課程の部活動の地域連携・地域移行等を含めた今後のあり方について協議し、推進計画案を策定するため石狩市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する関係機関等協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域連携 合同部活動の導入又は地域人材を活用した部活動指導員等を適切に配置することにより生徒の活動機会を確保することをいう。
- (2) 地域移行 多様な組織・団体が運営する地域クラブ活動において受け皿を確保し、生徒の活動機会を確保することをいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 学校部活動のあり方及び地域移行等の進め方に関する事項
- (2) 学校部活動及び地域クラブ活動の仕組みづくりに関する事項
- (3) 学校部活動及び地域クラブ活動の運営方法等に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中学生にとって望ましい運動・スポーツ、文化芸術環境を整えるために必要な事項

(設置期間)

第4条 協議会の設置期間は、所掌事務が終了するまでとする。

(組織)

第5条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員及び任期等)

第6条 委員は、次の各号に掲げる者及び組織に属する者のうちから教育長が委嘱し、又

は任命する。

- (1) 公益財団法人石狩市体育協会
- (2) 石狩市スポーツ推進委員協議会
- (3) 総合型地域スポーツクラブ
- (4) 石狩市のスポーツ競技団体
- (5) 特定非営利活動法人石狩市文化協会
- (6) 石狩市の文化団体
- (7) 石狩市校長会
- (8) 石狩市PTA連合会
- (9) 石狩市教育委員会学校教育部長
- (10) 石狩市教育委員会社会教育部社会教育課
- (11) 石狩市健康推進部スポーツ健康課
- (12) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 前項各号に掲げる者のほか、第2条各号に掲げる事項について指導助言を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

3 委員の任期は、委員を委嘱した日から協議会の設置期間満了の日までとする。
ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第7条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年(2024年)1月19日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議又は会長及び副会長が欠けたときの会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。